

地域計画 (案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	岸和田市 27202
地域名 (地域内農業集落名)	東葛城地区 (河合町、神於町、上白原町、相川町、塔原町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	183.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	56.2 ha
② 田の面積	48.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	135.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	44.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	66.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	27.8 ha
(備考)遊休農地面積(1号遊休農地)1.0ha	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地区の河合町周辺では水稻、野菜、花きの栽培が行われており、塔原町の圃場整備の完了した地区では有機栽培での水稻と軟弱野菜等の組合せによる栽培が行われている。  
 ・70歳以上で後継者不在の農業者の農地面積が27.8haあり、新たな農地の受けて確保が必要。  
 ・地区内22人の担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者)が利用する農地面積は12.4haあり、効率的かつ安定的な農業経営を図る観点からさらなる集積と集約が必要。  
 ・水や接道がないと農地の借り手がみつからない。  
 ・耕作できていない農地が散見されることから、耕作放棄地とならないような方策が必要。  
 ・農地マッチング制度を知らない人が多いことから、農地を貸したい人と、借りたい人との貸借ができていない農地が見受けられる。  
 ・カラス・イノシシ等の鳥獣により農産物が被害に遭っており、わな及び銃器による捕獲を市が大阪府猟友会に委託しているが、鳥獣の個体数及び生息区域の増加に伴って、農産物被害が減らない傾向にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・担い手への積極的な集積を図るとともに、受け手不在農地の解消に向け、企業や農業法人を含めた多様な担い手による農業への新規参入を促進し、農地の活用を推進していく。  
 ・基盤整備が未整備の箇所については地域の意向を踏まえ、農道・水路等に関する調査及び研究を図る。  
 ・農地マッチング制度の周知を進め、農地バンクを利用した貸借を推進することで、効率的かつ安定的な農業経営を図る。  
 ・鳥獣被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の三本柱を基本とした対策が重要であり、被害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進する。  
 ・地域特性を活かした有機栽培等により農産物の高付加価値化、ブランド化を図ることによって収入の増加や生活の安定化を図る。  
 ・野菜・果樹の品目別の団地化を目指し、観光農園化を調査・研究する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
入作を希望する他地区の担い手の受入れを促進し、農地中間管理機構への貸付けを進めながら、担い手への農地の集積・集約化を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	6.8	%	将来の目標とする集積率
			6.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者)が利用する農地面積は12.4ha(令和6年度時点)。農地の連担化を進めて団地数を統合し、作業時間の10%削減を進める(令和16年度)。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業を担う者を中心に集積・集約化を進めるため、府、市、農業委員会、JA、土地改良区及び農地中間管理機構が連携を図りながら、貸し手と借り手のマッチングを通じて取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地所有者の意向を踏まえ、地域内で耕作に適した農地を中心に農地中間管理機構に貸し付けていくことで段階的に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
塔原町及び河合町の一部において基盤整備済み。それ以外の基盤整備が未整備の箇所については地域の意向を踏まえ、農道・水路等に関する調査及び研究を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募り、その経営意向を踏まえながら担い手として育成していくため、府、市、農業委員会及びJAが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の受委託を組織的に進めるため、専業農家と兼業農家の連携を強め、農作業の受委託組織の設立を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①農地に繰り返し出没する個体の捕獲、防護柵等による農作物の保護さらには刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する等の総合的な取り組みを実施する。また、農業者、JA、地域住民及び大阪府猟友会岸和田支部との連携を密にし、捕獲檻を設置するなど効果的な有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。
- ②大阪エコ農産物認証制度に登録できるような取組を推進する。
- ③農業用施設(農道・水路等)の継続した維持管理について調査・研究する。

